

令和4年度香川地方最低賃金審議会  
第1回香川県最低賃金専門部会議事録

令和4年7月22日(金)  
高松サンポート合同庁舎  
北館702会議室

出席者	公益側	籠池、春日川、柴田
	労働者側	大島、立石、中村
	使用者側	窪田、濱田、渡部

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会  
運営規程」等について
  - (3) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について
  - (4) その他

○賃金室長

ただ今から令和4年度香川地方最低賃金審議会第1回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は第1回目の部会ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、初めに江口労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

香川労働局労働基準部長の江口でございます。

本日は、お忙しい中、また暑い中、令和4年度の香川地方最低賃金審議会第1回香川県最低賃金専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、お忙しい中、本専門部会委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本専門部会では、香川県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うことを目的に設置されております。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理の選任、本専門部会運営規程等、それから、香川県最低賃金額と生活保護費との比較の審議等を予定しております。

現在、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において、令和4年度の地域別最低賃金改定の目安について議論されているところでございます。詳細についての連絡はございませんが、今後、中央最低賃金審議会において答申が出されましたら、その結果も踏まえつつ審議を進めていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、本専門部会での議論を深めていただき、全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくようお願いいたします。

#### ○賃金室長

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

- (p1) 資料No. 1 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿
- (p3) 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程

(p5) 資料No. 3 令和2年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較

(p7) 資料No. 4 主要統計資料

(p231) 資料No. 5 委員から追加要望資料

以上をお配りしておりますが、不足等はありませんか。

次に、委員の皆様をご紹介します。

(p1) 資料No. 1として、名簿を配付しておりますのでご覧ください。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、籠池委員、春日川委員、柴田委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、大島委員、立石委員、中村委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、窪田委員、濱田委員、渡部委員でございます。

以上の9名でございます。

それでは、議題(1)の「部会長及び部会長代理の選出について」です。

最低賃金法第25条第4項により、同法第24条を専門部会について準用することとなっており、部会長及び部会長代理を公益代表委員より選出していただくこととなっております。

従来、香川県最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員の間で部会長及び部会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定してきたところでございますが、本年度におきましても従来どおりの方法で選出するというところで、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

それでは、予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意により、部会長に柴田委員、部会長代理に籠池委員と伺っており

ますが、部会長及び部会長代理について、お諮りいたします。  
いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、柴田部会長、籠池部会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○柴田部会長

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、委員の皆様のご承認を頂き、部会長を仰せつかることとなりました柴田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれのご主張がおありと思えますけれども、労使の合意が図られますよう十分な審議に努めてまいりたいと考えているところでございます。

全会一致での答申に至るようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○籠池部会長代理

部会長代理に選出されました籠池でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

部会長を補佐しながら、専門部会の適正かつ円滑な運営に努めて参りたいと思えますので、委員の皆様のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○賃金室長

ありがとうございました。

部会長、部会長代理が選出されましたので、今後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。

柴田部会長、よろしくお願いいたします。

#### ○柴田部会長

それでは、議題(2)の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程等について」です。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

(p3)資料No.2の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。

こちらは、7月1日に開催された第1回本審において、承認されております。

会議の招集については、第4条に、会議の議事については、第6条に規定されています。

また、会議の公開については、次頁の第7条に規定されており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」とされています。

さらに、第8条第2項には「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。」

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされています。

これらの規定を踏まえ、令和3年度は、当専門部会の第1回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

第2回以降の会議は非公開とし、議事要旨を公開しています。

また、第8条第1項には「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされています。

以上です。

#### ○柴田部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

ここで、部会の公開に関して、私からの意見ですが、第2回の会議から、具体的な金額審議などを行っていくこととなります。

これらは、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、会議を非公開にせざるを得ないと思います。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

#### ○柴田部会長

それでは、香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、会議、議事録及び資料につきましては、非公開として、議事要旨を作成して公開することにします。

また、議事録につきましては、7月1日に開催された第1回本審にて指名させていただいたとおり労働者側 立石委員、使用者側 窪田委員にお願いし、お二人がご欠席の場合は、それぞれ大島委員、

渡部委員にお願いいたします。

次に、議題（３）の「香川県最低賃金額と生活保護費との比較について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金係長

(p5)資料No.3の「令和２年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較」をご覧ください。

生活保護費との比較につきましては、最低賃金法第９条第３項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定められております。

最低賃金と生活保護費の比較については、地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢、及び世帯構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。

また、最低賃金は時間額なのに対し、生活保護は月額で決定されるという違いがあります。

このため、平成２０年度の中央最低賃金審議会では比較方法を整理して比較を行っています。

今年度におきましても、その比較方法により、令和２年度発効の香川県最低賃金 時間額 820 円と令和２年度の香川県の生活保護費とを比較しております。

中段をご覧ください。令和２年度の最低賃金額 820 円に法定労働時間に基づいた月の労働時間数 173.8 時間と可処分所得率 0.817 を掛けると、月額の手取り額 116,436 円となります。

生活保護費は、生活扶助基準である 1 類費、2 類費、冬季加算、期末一時扶助費に住宅扶助を合算すると 93,466 円となります。

この差額が月額 22,970 円で、時間額では、162 円となり、令和 2

年度においては、最低賃金額が生活保護費より上回っております。  
以上です。

○柴田部会長

香川県最低賃金額は生活保護費を上回っているとの説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

○大島委員

昨年も質問させていただいたのですが、平成 20 年の比較方法を見直そうという話になりますが、このやり方をしていくと、生活保護の方を低く見せて最低賃金の方は高く見せるような数字になっているんじゃないかというような疑問を今感じております。

と言いますのが、まず 1 点であります。月の労働時間 173.8 時間働くのとありますが、36 ページを見ていただきますと、事業所規模 30 人以上の香川県の 1 月平均の総実労働時間は、産業計で見ても、148.4 時間、まあ 149 時間としても、およそ 20～30 時間違うという話が出てくるんじゃないかと思っております。実際にいる方その方が本当に生活保護よりも優位性があるかを実際比べようとした時に、この労働時間を理論上で出していくということにおいては、月額賃金額が少し高く見えるんじゃないかという懸念を持っております。

ということと併せて、生活保護については、それぞれ基準額があり、香川県の人口の総数で加重平均をとっていますが、特に香川の場合には、2 級地の 1 である高松市の生活保護の高さと最低賃金の高さはどういう優劣になっているかというようなことを見ていかないと、実際的に優劣があるのかなのかというのは見えないんじゃないかと思っております。

これは昨年も同じことを言わしていただいておりますが、なかなかそこを、従来の考え方だということで、きているわけですが、実際にそこにおける人間として、働く方あるいはそこで生きている生活



者として見た場合、本当にこれで生活保護と最低賃金の比較をした時に、最低賃金の方が上なんだと言えるのかどうかという所が見えにくいということがあります。是非そういった所をきちっと実態比較として最低賃金の方が上なんだというようなことがわかるような資料を是非お出しいただきたいなと思っております。

#### ○賃金室長

そのご意見につきましては、昨年において確認させていただきましたが、できなかった旨のご報告をさせていただいているところです。

今お伺いしました内容につきましては、そのような考え方もあるということは承りました。

ただ、今現在は平成 20 年の本省の中賃で示された計算方式で比べるというものでありますので、これに基づいて計算して出しております。

#### ○柴田部会長

大島委員のご意見もよくわかりますが、中賃でこのような計算方法が示されているということで、この計算方法で事務局が計算し、このような結果になったということですね。

#### ○大島委員

おそらく生活保護というのは、憲法で定められている健康で文化的な生活を営むための最低限の高さをどう求めるかということだと思うんですよね。

最低賃金というのは、やはり働いたことによって生活保護より高い金額なんだということを満たすというのが最低賃金のあるべき姿だと思っております。

そういった意味で、本当に優位性があるのかどうかということ

きちっと考えていかないと、地域間格差が既に出てきておりますが、香川県の本当の最低賃金の高さを求めていくためにはやっぱり必要な状況だと思っています。

働くことによって私たちは福祉社会ができるんだというふうに考えておりますが、働ける、あるいは働くインセンティブをどう求めるかという中での最低賃金、これをきちっと私たちはやっていきたいと思っております。

その辺は是非経営者側の方も理解いただきながら、今年度の最低賃金の論議に入らせていただければと思っております。

#### ○柴田部会長

大島委員、ご意見ありがとうございました。

いただいた意見については理解できるものでありますけれども、今回は判断するに当たって事務局からいただきました資料に基づいて判断させていただきたいと考えております。

よろしいですか。それでは、議題の最後の「その他」に移ります。  
事務局から何かございますか。

#### ○賃金室長

(p7)資料No. 4の主要統計資料について説明させていただきます。

こちらは、最低賃金額の審議の参考としていただくための、香川県の景況、賃金、労働時間、雇用に関する統計資料、全国の今年度の賃金改定状況調査結果等でございます。

(P9)資料4-1は、香川県最低賃金額等の推移でございます。平成23年度以降の香川県最低賃金額等の推移で、過去11年の最賃額、目安上積額、目安額、基礎調査に基づく未満率、影響率、発効日等でございます。

昨年度は、引上げ額28円、引上げ率3.41%、未満率1.0%、影

響率 8.3% でした。

未満率というのは、その時点で定められている最低賃金額を下回る労働者の割合で、影響率というのは、改正された時の賃金額を下回る労働者の割合でございます。

(P11)資料 4-2 は、香川の賃金概況です。

7月1日の本審の資料と同じもので、令和3年6月分の賃金についての調査結果でございます。

(P12)項目 1 は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女計でございます。

きまって支給する現金給与額、所定内給与額、年間賞与その他特別給与額のいずれにおきましても、香川は四国内では一番高くなっております。

(P13)項目 2 は、(P12)項目 1 の男女別でございます。

(P14)項目 3 は一般労働者の所定内給与額の推移、(P16)項目 4 は短時間労働者の時間給の推移、(P18)項目 5 は短時間労働者の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額で、男女別、産業別の1時間当たり時間給額等のデータでございます。

(P19)項目 6 は、職種別所定内給与額で、香川と全国の比較です。

(P20)項目 7 は、男女別年齢階級別の所定内給与額の格差で、香川と全国との格差のグラフでございます。

(P21)項目 8 は、香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差で、所定内給与額の推移と、東京を100とした格差の推移でございます。

(P23)資料 4-3 は、令和4年賃金改定状況調査結果、今年6月1日現在の全国調査でございます。

(P28)第4表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。

香川県が属しておりますCランクの産業計男女計の賃金上昇率は、3年前から、平成30年1.1%→令和元年1.3%→令和2年0.5%

→令和 3 年 1.6%、全体では、平成 30 年 1.3% →令和元年 1.2% →令和 2 年 0.4% →令和 3 年 1.5% となっております。

(P33)資料 4 - 4 は、令和 4 年 4 月分の香川の賃金、労働時間及び雇用の動きで、香川県政策部統計調査課の毎月勤労統計調査地方調査結果でございます。

4 月現在の事業所規模 5 人以上及び 30 人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。

35 頁は 4 月現在の産業別常用労働者の 1 人平均月間現金給与額となっております。

38 頁は名目賃金指数で、令和 2 年の現金給与総額の平均を 100 とし、令和元年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。

39 頁は令和 2 年のきまって支給する給与の平均を 100 とし、令和元年からの産業別の推移でございます。

(P51)資料 4 - 5 は、香川労働局職業安定部の令和 4 年 5 月分香川県の雇用情勢でございます。

有効求人倍率は 1.42 倍、前月差マイナス 0.10 ポイント、全国 18 位で、全国平均は 1.24 倍でございます。

平成 23 年 8 月以降 130 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は 1.11 倍、前年同月差 0.04 ポイントでございます。

雇用情勢判断は「新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している」と判断されております。

(P69)資料 4 - 6 は、香川労働局職業安定部の令和 4 年卒新規学卒者初任給情報でございます。

最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は、高卒、短大卒で微増となっており、大学卒は、令和 4 年は微減しております。

(P73)資料 4 - 7 は、四国財務局の令和 4 年 4 月香川県内経済情勢報告でございます。

(P74)の総括判断は、「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。」とされており。

(P83)資料4-8は、2022年7月14日付け日本銀行高松支店の香川県金融経済概況でございます。

概況として「香川県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある。」とされています。

(P89)資料4-9は日本銀行高松支店の2022年6月企業短期経済観測調査結果の概要(2022年6月)一四国地区、香川県、徳島県一でございます。

(P90)の香川の全産業は、2022年6月の時点で6月の最近の業況感が-9%ポイント、前回3月との変化幅は+12%ポイントとなっております。

6月時点の先行きの業況感は-15%ポイントで、6月の最近の業況感との変化幅は、-6%ポイントとなっております。

(P99)資料4-10は、四国経済産業局の令和4年4月分四国地域の経済動向の概要でございます。

「四国地域の経済は、持ち直しの動きに足踏み感がみられる」とされており。

(P111)資料4-11は、香川県統計調査課の令和4年5月分高松市の消費者物価指数でございます。

総合指数は令和2年を100として101.3、前年同月比は2.2%上昇しております。

(P115)資料4-12は、内閣府の令和4年6月の月例経済報告でございます。「景気は、持ち直しの動きがみられる。」とされており。

(P125)資料4-13は、連合の2022春季生活闘争第7回、最終の回答集計結果でございます。

(P126)①の平均賃金方式で、2022年の全体の引き上げ額は、6,004円、引き上げ率は2.07%。

2021年は、5,180円、引き上げ率は1.78%でございました。

(P127)経団連の2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況は、下の欄500人未満で総平均5,219円、アップ率1.97%。

2021年は4,444円、1.72%でございました。

(P129)資料4-14は、ランク別の地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。

(P130)の真ん中あたりの香川県においては、未満率は一昨年度の1.3%から昨年度は1.0%に、影響率は、一昨年度の2.4%から昨年度は8.3%となっており、全国平均を下回っております。

(P133)資料4-15は、最新の経済指標の動向で、令和4年6月の内閣府の月例経済報告主要経済指標でございます。

令和4年7月12日(火)に開催された令和4年度中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のHPに掲載されているものでございます。

(P181)資料4-16は、都道府県統計資料編でございます。

令和4年6月28日(火)に開催された令和4年度中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のHPに掲載されているものでございます。

(P182) 1は都道府県別の各種関連指標

(P183) 2は都道府県別の有効求人倍率の推移

(P184) 3は都道府県別の失業率の推移

(P185) 4は賃金・労働時間の実情と推移(1)賃金

(P188) 同じく(2)労働時間

(P189) 5(1)は消費者物価対前年上昇率の推移

(P190) 同じく(2)は消費者物価地域差指数の推移

(P191) 6は労働者数等の推移 となっております。

(P195) 資料4-17は、業務統計資料編でございます。令和4年

6月28日（火）に開催された令和4年度中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のHPに掲載されているものでございます。

P196は令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

P197は都道府県別の目安と改定額との関係の推移

P198は効力発生年月日の推移

P199は全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移

P200は最高額と最低額及び格差の推移

P201は地域別最低賃金引上げ率の推移

(P203)資料4-18は、足下の経済状況等に関する補足資料です。令和4年6月28日（火）に開催された令和4年度中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会の資料で、更に7月12日（火）に開催された第2回目安に関する小委員会で1回目の更新資料として出されたものを更新したものです。

つづきまして、(P231)資料No.5-1～5-3の委員からの追加要望資料についてです。

これは、7月1日の第1回本審にて、立石委員からの要望がありました事項の資料です。

立石委員より、1点目は、中賃の第1回目安に関する小委員会の資料No.4、足下の経済状況等に関する補足資料を当専門部会の資料として添付してほしいとのことでした。

これにつきましては、先程ご説明しました資料No.4主要統計資料の(P203)4-18として添付しております。

2点目は、昨年度の答申文に、「政府に対して業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策の更なる拡充と速やかな給付に努められるよう、また取引条件の改善等が図られるよう積極的に取り組むことを要望する」という文言について、助成金等がどの程度活用されているかデータがあれば専門部会で示してほしいというものでした。

まず、業務改善助成金、雇用調整助成金の利用状況につきまして

は、資料No. 5の委員からの追加要望資料の5-1と5-2のとおりです。

業務改善助成金の件数につきましては、利用事業場数を示しており、雇用調整助成金につきましては、申請方法が1事業場から繰り返し申請されるケースもありますので、1回ごとの申請件数となっています。

ちなみに、令和3年度の利用事業場数につきましては、雇用調整助成金が397事業場、緊急雇用安定助成金が133事業場となっております。緊急雇用安定助成金は、雇用保険被保険者でない従業員を休業させた場合に支給するものですが、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は重複して申請されております。

次に、取引条件の改善等につきましては、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」が閣議了解されております。

これに基づき、香川労働局としての取り組みをまとめたものが資料No. 5-3です。

以上でございます。

#### ○柴田部会長

ただ今事務局より、資料の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

#### ○立石委員

1点だけ質問させてください。資料の関係なので、今すぐお答えが出ないかもしれませんが。

最新の経済指標の動向という資料の229ページ、中小企業の生産



性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績ということで、令和3年度の業務改善助成金の3,859件、これは全国の数字だと思っておりますが、これに関して、231ページの香川県の業務改善助成金利用状況ということで、令和3年度の72件というのは、全国数値に対してこれが多いのか少ないのか、どう判断すればよいか、もしお手元に資料がありましたら、他府県の状況とか教えていただければと思っております。

○賃金室長

令和3年度で一番多いところが東京でございます。東京が219件、愛知197件、大阪が238件、福岡が195件。ちなみに四国で言いますと、徳島が54件、香川が72件、愛媛が65件、高知が14件、岡山が93件という状況になっております。

○柴田部会長

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他、事務局から何かありますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

○柴田部会長

特にないようであれば、以上をもちまして、第1回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

――了――